

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託契約書

高松市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 委託者及び受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令及び保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 委託者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

（1） 名 称 保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務

（2） 内 容 仕様書に基づく

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和9年1月29日までとする。

（業務完了届の提出）

第4条 受託者は、業務が完了したときには、委託者に対して業務完了届、業務委託料支払請求書を提出するものとする。

2 業務完了届等の提出場所は、高松市健康福祉局こども保育教育課宛とする。

（委託料）

第5条 委託期間における委託料は 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。ただし、受託者がその責めに帰すべき事由により、当初予定していた実施回数に満たなかった場合は、委託者、受託者協議の上、返納金額を決定し、受託者は委託者が指定する日までに返納しなければならない。

（委託料の支払）

第6条 委託者は、受託者が提出した第4条の業務完了届及び業務委託料支払請求書が適正であると認めるときは、その書類を受理した日から30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

（報告等）

第7条 受託者は、委託者に対し業務の処理状況について定期的に報告しなければならない。

2 受託者は、事業終了後速やかに、委託事業の成果に関する実績報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

（実地調査等）

第8条 委託者は、業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、受託者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は受託者に対し必要な指示をすることができる。

（契約保証金）

第9条 契約保証金については、次に定めるところによる。

（1） 受託者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、1年当たりの契約金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条第2項第1号に規定する同規則第8条第2項各号に掲げ

るもの)を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(2) 契約保証金には利子を付さないものとする。

(3) 受託者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、委託者に帰属する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受託者は、この契約にかかる権利又は義務を委託者の承認を受けなければ第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

第11条 受託者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

2 受託者は前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者が再委託を受けた業務に関する行為の全てについて、責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、高松市個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第14条 受託者は、業務を処理するに当たり、責任者として業務責任者を定め、業務処理責任者選任届を速やかに委託者に通知しなければならない。責任者を変更したときも同様とする。

2 受託者又はその責任者は、この契約の履行に際し、委託業務の現場に常駐し、委託者の指示に従い、委託業務の運営管理、委託業務現場の取締りその他委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(業務担当者の解任等)

第15条 委託者は、受託者の派遣する者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対してその者の解任又は交代を求めることができる。

(1) 派遣先施設において、入所(園)児童及びその保護者、施設に対して、不利益な行為が認められる者

(2) 業務内容を遂行することにおいて著しく不相当と認められる者

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により、契約の目的を達することができないと認められる者

(業務の内容等の変更)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

(委託料の改定)

第17条 第3条に規定する委託期間中において、特別な事情の発生により委託料を改定する必要が生じたときは、委託者は文書により委託料の改正を受託者に通知し、委託者、受託者協議の上、新たな委託料を決定するものとする。

(損害の負担)

第18条 業務の実施に関し生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が

委託者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(著作権等)

第19条 受託者は、業務の実施に当たり、他の著作権等を侵害してはならない。

2 業務によって作成された各種作品、データ及び資料等を受託者が本業務以外の事業等において使用する場合は、あらかじめ、委託者の許可を得なければならない。

3 前項の各種作品、データ及び資料等の著作権の帰属については、関係者協議の上、決定するものとする。

(成果の自由使用)

第20条 委託者は、業務の成果を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(委託料の経理等)

第21条 受託者は、委託料に係る経費についての収支の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第22条 受託者は、委託期間内に、業務を完了することが困難となったときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により委託期間の延長を委託者に申請し、委託者の書面による承認を得なければならない。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、受託者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することが困難になったときは、受託者は、委託者の指定した日の翌日から業務を完了した日までの遅滞日数に応じ、未済部分の委託料に年3.0%の割合で算定した遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

3 前項の遅延損害金は、委託料と対当額をもって相殺するものとする。

(委託者の契約解除権)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受託者に通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) その責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき。

(4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく委託者の指示に従わないとき。

2 委託者は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第24条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受託者に通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、同法第7条の2第1項（同法同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」とい

う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

- 第25条 受託者は、第22条又は前条の規定により契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として、委託者の指定する日までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
 - 3 委託者は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金の一部として充当する。

(受託者の契約解除権)

- 第26条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって委託者に通知することにより、この契約を解除することができる。
- (1) 第16条の規定により、委託者が業務の内容等を変更したため、委託料が3分の2以上減少することが見込まれるとき。
 - (2) 第16条の規定により、委託者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、業務の中止期間が委託期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(談合その他不正行為による賠償金)

- 第27条 受託者は、この契約に関して、第23条第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する日までに支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
 - 3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の相殺)

第28条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に年3.0%の割合で算定した遅延利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料とを対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

(損害賠償)

第29条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令等の遵守)

第30条 受託者は、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(管轄裁判所)

第32条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、委託者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第33条 この契約に関し疑義が生じたときは、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 高松市
高松市長 大西 秀人

受託者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「発注者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（別記様式第1号）を委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届（別記様式第1号）を委託者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に個人情報を取扱う場所に関する届（別記様式第2号）を委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に個人情報を取扱う場所に関する届（別記様式第2号）を委託者に届け出なければならない。

3 受託者は、委託者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、次項の委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、再委託承認申請書(別記様式第4号)で再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を委託者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。
(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で
厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個

個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄の完了報告書（消去／廃棄）

(様式第5号)を委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 委託者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。

2 受託者は、発注者が前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。

3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を事故報告書(別記様式第6号)により報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受託者は、委託者が受託者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

（宛先）高松市長

受託者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者に関する届
（新規／変更（ 年 月 日））

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託に係る作業責任者及び作業従事者について、次のとおり届けます。

1 作業責任者

所属部署	役 職	氏 名（変更前）

2 作業従事者__名

所属部署	役 職	氏 名（変更前）

※ 変更の届出の際は、氏名欄に（ ）を追加し変更前の作業責任者等の氏名を記載してください。

（宛先）高松市長

受託者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

個人情報を取扱う場所に関する届
（新規／変更（ 年 月 日））

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託に係る作業場所について、次のとおり届けます。

所在地番・建物の名称等（変更前）	作業の内容（変更前）

※ 変更の届出の際は、（ ）を追加し変更前の状況をそれぞれ記載してください。

（宛先）高松市長

受託者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

個人情報預り証

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託に係る個人情報を次のとおり受領いたします。

<p>個人情報の内容 ※媒体名・数量・資料名・ 情報の詳細等</p>	
--	--

（宛先）高松市長

受託者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

再委託承認申請書

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、次のとおり申請します。

委託先住所及び名称等	【住所】 【事業者名】 【代表者名】
委託する理由	
委託して処理する内容	
委託先が取り扱う個人情報	
委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法	

（宛先）高松市長

受託者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

個人情報の消去又は廃棄の完了報告書（消去／廃棄）

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託に係る個人情報の消去又は廃棄を完了しましたので、次のとおり報告します。

消去又は廃棄の内容	【対象の個人情報】 【方法】
消去又は廃棄を行った日時	
作業担当者名	

（宛先）高松市長

受託者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

事故報告書

保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託について、個人情報の漏えい等の事故が（発生しました／発生するおそれがあります）ので、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
発生状況	
対象個人情報の内容及び件数	